# みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 （平成二十八年経済産業省令第四十五号）

## 第一章　総則

#### 第一条

この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。別表第一において「会計規則」という。）、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「小売料金算定規則」という。）及び電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）において使用する用語の例による。

## 第二章　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）に係る部門別収支の整理等

#### 第二条（部門別収支の整理等）

みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下「事業者」という。）は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う全ての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。

##### ２

一般送配電事業を営む事業者は、別表第一６．（９）に規定された他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）に係る基準について、当該事業者の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。  
この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

##### ３

第一項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、業務ごとに区分して会計を整理することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式に整理することができる。  
この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

#### 第三条（証明書）

事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第三項の規定により届け出た基準及び同条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならない。

#### 第四条（部門別収支計算書等の提出）

事業者は、旧法第三十四条の二第二項の規定による提出をしようとするときは、第二条の規定により整理した様式及び前条に規定する証明書を当該事業者の事業年度経過後四月以内に提出しなければならない。  
ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による提出をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。

#### 第五条（一般需要部門の当期純損失額等の公表）

経済産業大臣は、前条の規定により提出された様式において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該事業者名及び一般需要部門の当該純損失額を公表しなければならない。

## 第三章　沖縄電力株式会社に係る部門別収支の整理等

#### 第六条

沖縄電力は、旧法第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、全ての事業に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。

##### ２

第二条第二項及び第三項並びに第三条から前条までの規定は、前項の規定により様式を整理する場合に準用する。  
この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、改正法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

#### 第二条（一般電気事業部門別収支計算規則の廃止）

一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年経済産業省令第三号）は、廃止する。

#### 第三条（経過措置）

みなし小売電気事業者は、改正法の施行の日の前日の属する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について、前条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（以下単に「一般電気事業部門別収支計算規則」という。）の規定の例により、収益及び費用について整理し、公認会計士又は監査法人による証明書を取得し、当該業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

経済産業大臣は、前項の規定による業務の区分ごとの収支の整理について、一般電気事業部門別収支計算規則の規定の例により、みなし小売電気事業者の実情に応じた基準並びに特定規模需要部門に当期純損失が生じたみなし小売電気事業者名及び当該純損失額を公表しなければならない。

# 附則（平成二八年九月三〇日経済産業省令第九四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年三月一四日経済産業省令第一三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年九月二八日経済産業省令第七六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年五月一日経済産業省令第二六号）

この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

# 附則（令和二年三月三一日経済産業省令第二九号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附則（令和二年五月二九日経済産業省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

* 事業者に係る部門別収支配分基準
* １．事業に係る収益及び費用を、次の方法により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門に配分することにより整理すること。
* ２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、原子力発電費（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、新エネルギー等発電費（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、地帯間購入電力料、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。以下同じ。）、送電費（発電所内に存する送電設備に係る電気事業営業費用を含む。以下同じ。）、変電費（発電所内に存する変電設備に係る電気事業営業費用を含む。以下同じ。）、配電費（発電所内に存する配電設備に係る電気事業営業費用を含む。以下同じ。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。
* ３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。
* ４．２．により整理された接続供給託送料に係る額から、３．により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。
* ５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）及び電力料（特定需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）（以下この５．において「特定需要電灯料等」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。
* ６．２．により各欄に整理された額のうち、３．から５．までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
* ７．上記までにより各部門に整理された電気事業収益、電気事業費用、電気事業外収益及び電気事業外費用を、次の式により税引前当期純利益又は純損失に整理すること。
* 電気事業収益－電気事業費用＋電気事業外収益－電気事業外費用
* ８．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、７．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。
* ９．７．により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、８．により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。
* 沖縄電力に係る部門別収支配分基準
* １．事業に係る収益及び費用を、次の方法により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門に配分することにより整理すること。
* ２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、他社購入電力料、送電費、変電費、配電費、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。
* ３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。
* ４．２．により整理された接続供給託送料に係る額から、３．により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。
* ５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定高圧需要電灯料」という。）、電灯料（特定低圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定低圧需要電灯料」という。）、電力料（特定高圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定高圧需要電力料」という。）及び電力料（特定低圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定低圧需要電力料」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。
* ６．２．により各欄に整理された額のうち、３．から５．までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
* ７．上記までにより各部門に整理された電気事業収益、電気事業費用、電気事業外収益及び電気事業外費用を、次の式により税引前当期純利益又は純損失に整理すること。
* 電気事業収益－電気事業費用＋電気事業外収益－電気事業外費用
* ８．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、５．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。
* ９．７．により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、８．により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。